

組織的窃盗・盗品流通事犯対策の推進について（通達）

令和6年7月29日

警察庁丙刑企発第59号、丙捜一発第23号、丙支発第7号、
丙組一発第19号、丙国捜発第98号、丙企画発第43号、丙生企発第264号、
丙交企発第71号、丙備企発第70号、丙外事発第67号、丙サ企発第44号
警察庁刑事局長、警察庁長官官房長、警察庁生活安全局長、
警察庁交通局長、警察庁警備局長、警察庁サイバー警察局長から
各都道府県警察の長宛て

（概要）

近年、太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗をはじめとする金属盗、衣料品店やドラッグストア等における大量万引き、高値で取引される車種を対象とした自動車盗が行われ、被害品が不正に買取り業者等に売却されるなどの事案が多発しており、治安上の大きな課題となっていることを踏まえ、こうした組織的窃盗・盗品流通事犯への対策に係る推進事項を指示したものである。

推進事項の主な内容は、

- 都道府県警察における体制の構築
- 部門間の情報共有
- 捜査の在り方の見直し
- 事業者への防犯対策についての継続的働き掛け

等である。